○外務省告示第三百五十九号

国際連合安全保障理事会の決定等に基づき凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶の国際海事機関船舶識別番号に関する件（平成二十八年外務省告示第九十九号。なお、平成二十九年外務省告示第二十二号により改正が行われている。）に関し、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十八年四月一日閣議決定）等により変更された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置について」（平成十八年七月五日閣議決定）の七に従い、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会が平成二十九年十月三日に行った指定に基づき、平成二十八年外務省告示第九十九号を次のように改正する。

平成二十九年十月二十三日

外務大臣　河野　太郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（別表） 1．～27．　［略］ 28. 9562233 29. 8628597 30. 8937675 31. 8518780	（別表） 1．～27．　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○農林水産省告示第千五百九十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月二十三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	住所又は名称及び住所
生第10040 3号	化成肥料	PKマグけい酸B号	エコアグロサービス株式会社　富山県高岡市石堤3661番地

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十九年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年十月二十三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	AGCO　A4.2	217009	AGCO Limited
〃	AGCO　A2.2	217010	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○農林水産省告示第千六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十月二十三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　砂防設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十月二十三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡平取町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十月二十三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡平取町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十月二十三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県気仙沼市浪板九二の一（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十月二十三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県岩沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　公園用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十月二十三日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県韮崎市旭町上條北割字甘利山一の一二・一の一三・一の二一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）